

放課後児童クラブの整備と質の向上について（案）

国は、「こども未来戦略方針」において、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、子どもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を目指すべき社会の姿と位置付け、こどもまんなか社会に向けた、各種施策を推進している。一方で、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の増加が見込まれ、子どもの小学校入学とともに、保育所等に代わる預け先がなくなる、いわゆる「小1の壁」が課題となっている。

小1の壁を解消し、保護者が安心して就労等ができるようにするとともに、遊びや生活を通じたさまざまな交流や助け合いなどにより、子どもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する場所となる放課後児童クラブの整備が必要不可欠である。

国は、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、約30万人分の受け皿を整備することなどを目標に掲げているが、当該プランは今年度末が終期となっている。放課後児童クラブの登録児童数が過去最高を更新する中、待機児童数は令和4年5月1日時点で約15,000人と、依然として解消しておらず、放課後児童クラブの追加的な整備が求められている。

また、放課後児童クラブには放課後児童支援員の配置が義務付けられており、受け皿の拡充に伴い、より一層の人材の確保が不可欠となっている。しかし、放課後児童支援員は他業種と比較し給与水準が低い状況であり、令和4年2月から約3%の処遇改善が図られてはいるが、未だ十分とは言えず、技能や経験に応じた更なる処遇改善や資質の向上などにも併せて取り組むことが必要である。

さらに、放課後児童クラブは、放課後子供教室と一体的に又は連携して実施する取組が厚生労働省及び文部科学省により進められてきたところであるが、子どもの生活を守り、放課後の学びや体験活動を選択できる取組を、より安全・安心に行うことが求められている。子どもの放課後の居場所について、保護者の就労・未就労にかかわらず地域の子育て家庭への支援となるように、また、子どもの豊かな成長を応援するため、市町村の取組に応じた支援をより一層進め、質の向上を図る必要がある。

一方、保護者が子どもを安心して預けられるようにするためには、わいせつ行為等の不適切行為を行ったことにより放課後児童支援員の資格を取り消された者に対する資格の再取得の要件を厳格にすることが重要である。国では、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み「日本版DBS」の導入に向け、有識者会議を開催するなど検討が進められているところであるが、わいせつ行為等の不適切行為を行った者について、子どもと関わる施設の職員等となることを制限し、子どもが安全・安心に過ごすための環境を早期に整備する必要がある。

については、放課後児童クラブの整備と質の向上のため、次の事項を要望する。

記

- 1 放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、今年度が終期となっている「新・放課後子ども総合プラン」の後継プランの策定等により、更なる受け皿の確保を推進するため、施設整備に必要となる既存の倉庫・遊具等の移設費など補助対象経費の拡充や補助基準額の引き上げを行うこと。
- 2 放課後児童クラブにおける人材の確保に向け、放課後児童支援員の更なる処遇改善や資質の向上等を図ること。
- 3 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動を行うことができるよう、放課後児童クラブにおいて、利用者数に余裕がある場合に保護者の就労を要件としない児童の受け入れや、地域のニーズにあった様々な体験や学習のプログラムの実施・充実など、地域の実情に応じ運用できるよう、柔軟に活用できる補助制度の拡充等の必要な措置を講じること。
- 4 放課後児童支援員がわいせつ行為等の不適切行為をするなどして資格の認定者名簿から削除された場合の対応について明確化・厳格化する等、国の責任において、わいせつ行為等の不適切行為の排除に向けた制度の整備を行うこと。

令和5年 月 日

こども政策担当大臣 加藤 鮎子 様
文部科学大臣 盛山 正仁 様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩 祐治
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	横浜市 長	山中 竹春
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	神谷 俊一
	さいたま市 長	清水 勇人
	相模原市 長	本村 賢太郎